



その1 財務部



独立行政法人 沖縄海上技術学校（旧 沖縄海員学校）の航海練習船「わかしお」

独立行政法人への 現物出資

平成十三年四月一日、全国で五十九の事務事業、県内では五省庁九機関の独立行政法人へ国有財産の現物出資が行われた。独立行政法人とは、国の行政や事業の効率化、透明性の向上を図ることを目的として平成十年六月に成立した「中央省庁等改革基本法」により設立が規定されており、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねた場合必ずしも実施されない可能性があり、かつ国民生活の向上及び社会経済の安定など、公共上の見地から必要と判断される事業を、国から独立した法人に運営を任せるというのが目的である。

従来、国が直接行っている事業の中には、国が直接事業の主体となることの必然性が乏しいと思われるものも存在し、それらは効率性、透明性の点からは民営化が望ましいとも考えられる。しかし別の視点で考えると、文化・教育や科学技術研究、農産物や製品等の生活必需品の安全性の評価などは、その成果が国民全体に共有されなければならない行政サービスとし

ての性格が強く、また政策的目標として国民のニーズがある限り永続的に継続することが必要である。これらの事業が完全に民営化された場合、短期的に成果や収益の上げにくい事業は縮小や廃止の対象になることが予想され、文化教育水準の低下、経済産業における国際競争力の衰退、食料品や製品の安全性の軽視を招き、行政の効率化、透明化を図るはずのものが、逆に国民の生活水準を低下させるという矛盾が生じることになるため、単に市場原理に任せることは出来ず、国とも民間とも異なる中間的な事業主体を設立することで公共性を保ちつつ、効率化や透明化といった国民の行政に対する強化といつた国民の行政に対する強い要望もかなえることになることが出来ると言えられる。

そこで、国から独立した、行政目的に資する事業を行う法人を設立し、これら法人に事業を委託するというのが独立行政法人の基本的な概念である。

独立行政法人への現物出資は、もともと国の機関として、国の財

産（行政財産と呼ばれる不動産や工作物等の財産）を使用して行った事務・事業が、法人へ移行しても支障なく行えるようにするため、独立行政法人の財務的基礎の強化のための措置であり、土地、建物、工作物などを始めとして、船舶や樹木、特許権等が現物出資される。

沖縄においては、五省庁、九機関、十八口座の国有財産（土地約九十九万坪、建物約三・九万坪、立木竹、工作物等六十億円余の財産）が出資された。なお、独立行政法人へ移行した総務省通信総合研究所沖縄電波観測所は、現在中城村から恩納村に移転準備を進めているものの、新築中の施設の完成が四月の出資に間に合わないところから、移転完了までの期間、中城村にある既存の施設を無償使用させるほか、防衛施設庁ゴザ労務管理事務所（在沖米軍施設における軍雇用員の労務管理を行う）は、独立行政法人への移行が平成十四年四月となることから、出資もそれに合わせて行うこととなる。

因みに、今回独立行政法人へ移行した機関の中でわれわれに身近な施設としては、船員養成機関である沖縄海上技術学校（石川市）や青少年に宿泊を通じて自然体験や集団生活を学ばせる沖縄青年の家（渡嘉敷村）などがある。